

# 一般財団法人静岡市国際交流協会 理事会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、一般財団法人静岡市国際交流協会（以下「協会」という。）の理事会の運営に関し必要な事項を定め、それにより理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

## 第2章 理事会の種類及び招集

### (理事会の種類・開催)

第3条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、事業年度毎に6月及び翌年3月の年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

### (招集権者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

2 前条第3項第3号による場合は、その請求した理事が理事会を招集する。

3 会長は前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

### (招集の手続)

第5条 理事会を招集するときは、理事会の開催1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集通知を発しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項（以下「議題」という。）を記載した書面をもって行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（出席の有無の届出）

第6条 役員は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

### 第3章 理事会の議事

（議長）

第7条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会の会議の目的事項について議長である会長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、理事長が議長に当たるものとする。
- 3 会長及び理事長が不在の場合の理事会における議長は、専務理事がこれに当たる。

（定足数）

第8条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議の方法）

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段において、議長は、理事として議決に加わることができない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

（決議事項）

第10条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会の招集等に関する事項
- (2) 会長、理事長及び専務理事の選定及び解職
- (3) 事務局長任命の承認
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

- 2 会長は、前項の決議事項であっても、緊急の処理をするため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、理事

長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(決議の省略)

第11条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）施行規則第96条に規定する電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(報告の省略)

第12条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第20条第1項の規定による報告には適用しない。

(関係者の出席)

第13条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第14条 理事会の議事については、書面または電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 会長、理事長および出席した理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

3 第1項の議事録は、10年間この法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第15条 議長は、理事会の議事の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し報告するものとする。

(報告事項)

第16条 会長、理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

#### 第4章 雑則

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(雑則)

第18条 この規則の実施に際し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月25日から施行する。